

# 第21回国際労働統計家会議 (ICLS) に関する報告

(2023年10月11日(水)～10月20日(金)にかけて開催)

総務省統計局労働力人口統計室

# 1 国際労働統計家会議について

# 国際労働統計家会議(ICLS)について

- ・ 労働統計に関する国際基準（概念、定義、分類、方法論）を設定
- ・ 5年に一度開催
- ・ 初回が1923年に開催 → 今回（第21回）で100周年を迎える  
過去に採択された決議
  - ・ 国際職業分類(ISCO)
  - ・ 従業上の地位に関する国際分類(ISCE)
  - ・ 仕事、就業及び未活用労働の統計に関する決議
  - ・ 児童労働に関する決議

(参考) ICLSの概要、過去の決議等

<https://ilostat.ilo.org/about/standards/icls/icls-documents/>

# 国際労働統計家会議(ICLS)について

## ○第21回ICLSの決議の内容

- 決議Ⅰ インフォーマル経済の統計に関する決議
- 決議Ⅱ 仕事、就業及び未活用労働の統計に関する第19回ICLS議の改定決議
- 決議Ⅲ 雇用関連所得の測定に関する第16回ICLS決議の改定決議
- 決議Ⅳ 家計収支統計に関する第17回決議ICLS決議の改定決議

[Resolution I: Resolution concerning statistics on the informal economy](#)

[Resolution II: Resolution concerning statistics of work, employment and labour underutilization](#)

[Resolution III: Resolution concerning the measurement of employment-related income](#)

[Resolution IV: Resolution concerning household income and expenditure statistics](#)

## ○第21回ICLSの決議以外に報告（プレゼン）のあった内容

- デジタルプラットフォームについて
- 障害者統計と労働安全衛生統計
- 労働統計のための行政データの活用
- 仕事関連のハラスメントや暴力の把握に向けた課題 等

# 2 インフォーマル経済に関する決議

(第21回ICLS決議 I の内容)

# 第21回決議の背景①

- ・ 1993年 第15回国際労働統計家会議（ICLS）  
「インフォーマル・セクターの雇用統計に関する決議」採択  
「インフォーマル・セクター」と「インフォーマル・セクターでの雇用者」を定義
- ・ 2003年 第17回ICLS  
「インフォーマル雇用の統計的定義に関するガイドライン」採択  
インフォーマル雇用を定義

# 第21回決議の背景②

## ○統計基準の変更

- ・ 第19回ICLS決議「仕事、就業及び未活用労働の統計に関する第19回ICLS議の改定決議」 「仕事(work)」について定義がなされた
- ・ 第20回ICLS決議 「従業上の地位に関する国際分類(ISCE)の改定について」 →最新の統計基準に準拠する必要性

## ○2018年 第20回ICLS

(「インフォーマル経済に関する統計を用いた測定について、先進国での普及率は比較的低いものの) 多くの国で定期的にインフォーマル経済について測定されている現状を踏まえ、各国の実践内容に沿った概念整理の必要性が示された

# 第21回決議の背景③

インフォーマル統計に関する政策ニーズ

○政策的な目的

- ・労働者がインフォーマルな状況にあることにより、脆弱かつ不安定な状況にさらされる。また、一般的には、収入面、安全面、健康面に強い悪影響
- ・インフォーマルな状況は「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の目標8（経済成長と雇用）の達成における主要な懸念事項となっている（SDG グローバル指標8.3.1 「総雇用におけるインフォーマル雇用の割合」）

→インフォーマルな労働者及びインフォーマルな経済単位の支援やフォーマル化の達成のために統計的把握が必要

# 決議の内容①

## ○統計的枠組みを定義

- ・ インフォーマルな生産活動(Informal productive activity)
- ・ インフォーマル経済(informal economy)
- ・ インフォーマル市場経済(informal market economy)
- ・ インフォーマルな仕事(informal work)
- ・ インフォーマル雇用(informal employment)

# 決議の内容②

## 統計的枠組み

- インフォーマルな生産活動(Informal productive activity)  
法律上または事実上、正式な取り決めによってカバーされていない個人または経済単位によって行われるすべての生産活動
- インフォーマル経済  
有給や営利目的であるかにかかわらず個人や経済単位のすべてのインフォーマルな生産活動  
※法律で禁止されているサービスの提供や物品の生産、販売、所持、使用は除かれる。
- インフォーマル市場経済  
インフォーマル部門におけるすべての有給もしくは営利目的の生産活動 及び 就業労働者による法律上または事実上、正式な取り決めによってカバーされていない生産活動

# 決議の内容③

## インフォーマルな仕事

法律上または現実的に、正式な取り決めによってカバーされていない人が行う生産活動

(a)法律上または実際上、経済単位と労働者の責任、義務、保護を規定する規制や法律などの正式な取り決めが適用されない状態で雇用されている人が行う生産活動

(b)下記(i)～(iv)に関連して行われる生産活動：

- (i)自家用生産作業
- (ii)ボランティア活動
- (iii)無給の研修生
- (iv)その他の仕事

# 決議の内容④

## インフォーマル雇用

商業法、経済活動の報告手続き、所得税、労働法、社会保障法、活動遂行に伴う経済的・個人的リスクからの保護を提供する規制など、正式な取り決めによって効果的にカバーされていない、有給または利潤を得るために商品を生産したり、サービスを提供したりする人の活動

- (a) インフォーマルな家庭内非法人市場企業を経営し、所有または共同所有する独立労働者
- (b) 法的管理枠組みとの関係で正式な地位を持たず、その活動が正式な取り決めによって効果的にカバーされていない従属型請負業者
- (c) 被雇用者の雇用関係が、実際には、その国の法的行政枠組みに関連して雇用主によって正式に認められていないか、正式な取り決めへの効果的なアクセスに関連していない場合
- (d) その国の法的行政枠組みとの関係で労働関係が正式に認められていないか、正式な取り決めへの効果的なアクセスに関連していない寄与的家族従業者

# 決議の内容⑤

## 経済単位別インフォーマルな生産活動（インフォーマル経済の経済単位別分類）

経済単位		インフォーマル生産				
セクター		フォーマル部門	インフォーマル部門	自家消費及びコミュニティ部門		
経済単位によるインフォーマルな生産活動		フォーマル・セクターの生産はフォーマルである	インフォーマルの家庭内非法人市場企業による全生産活動※	家庭やインフォーマルの非営利団体が従事するインフォーマル従業員による生産	インフォーマルな家庭での自家生産、インフォーマルの非営利団体、直接的なボランティア活動	
生産へのインプットとしてのインフォーマルな仕事の形態	給与または利益のため	インフォーマル雇用※	インフォーマル雇用※	インフォーマル雇用※		
		フォーマル雇用者の一部インフォーマルな生産活動 ※		フォーマル雇用者の一部インフォーマルな生産活動 ※		
	給与や利益を目的としない	インフォーマル無給研修生労働	インフォーマル無給研修生労働	インフォーマル無給研修生労働		
		インフォーマルのボランティア活動	インフォーマルのボランティア活動		インフォーマルのボランティア活動	
					インフォーマルな自家用生産作業	
SNAの生産境界との関係		財・サービス			財	サービス
		SNAの生産境界				
		SNA一般生産境界				

※インフォーマル市場経済の構成要素

# 決議の内容⑥

個人別インフォーマル経済での生産活動（インフォーマル経済の個人別分類）

個人	インフォーマルな仕事			
生産活動の主な意図	給与または利益のため		給与や利益を得ることを主目的としない	
	雇用に関連するインフォーマルな生産活動		雇用以外の労働形態に関するインフォーマルの生産活動	
個人によるインフォーマルな生産活動	フォーマル雇用と一部インフォーマル雇用	インフォーマル雇用※	インフォーマルの無給研修生労働 インフォーマルな組織ベースのボランティア活動 インフォーマルなその他の活動	インフォーマルな自主生産活動 直接のボランティア活動
業務が提供される経済単位のセクター	フォーマル部門	フォーマル部門	フォーマル部門	
		インフォーマル・セクター※	インフォーマル・セクター※	
	家庭用コミュニティ・セクター	家庭用コミュニティ・セクター	家庭用コミュニティ・セクター	家庭用コミュニティ・セクター
SNAの生産境界との関係	財・サービス		財	サービス
	SNAの生産境界			
	SNA一般生産境界			

※インフォーマル市場経済の構成要素

# 決議の内容⑦

## インフォーマル雇用の指標

すべての国は、以下の指標について（例えば四半期・年単位などの）定期的な頻度で指標を作成することが推奨される

(原文)All countries are encouraged to produce headline indicators as set out below,...(途中略) ... with a regular frequency for example at quarterly or yearly intervals.

- (a) インフォーマルな本業を持つ人の数および雇用全体に占めるインフォーマルな本業を持つ人の割合（経済活動別、男女別）
- (b) インフォーマル・セクター、フォーマル・セクター、家庭内コミュニティ・セクター別、従業上の地位別、男女別のインフォーマルな本業を持つ人の数と分布
- (c) インフォーマルまたはフォーマルな本業を持つ者の社会人口統計学的特性および雇用関連特性別、男女別の分布
- (d) インフォーマルな本業を持つ被雇用者の割合  
（社会人口統計学および雇用関連の特性別、男女別）

# 3 デジタルプラットフォーム について

(第21回ICLS会議にて報告（プレゼン）のあった内容)

# デジタルプラットフォーム雇用のデータの必要性

デジタルプラットフォーム雇用のデータの必要性

デジタルプラットフォーム雇用の普及

→より多くの人々が、より長期にわたりデジタルプラットフォーム上での仕事を行う可能性

政策立案者への社会的支援に役立つ情報の提供が必要

- ・普及率
- ・経年変化
- ・労働市場に与える影響
- ・働く人の特徴など
- ・雇用カテゴリーにおける地位

# デジタルプラットフォームの把握の現状

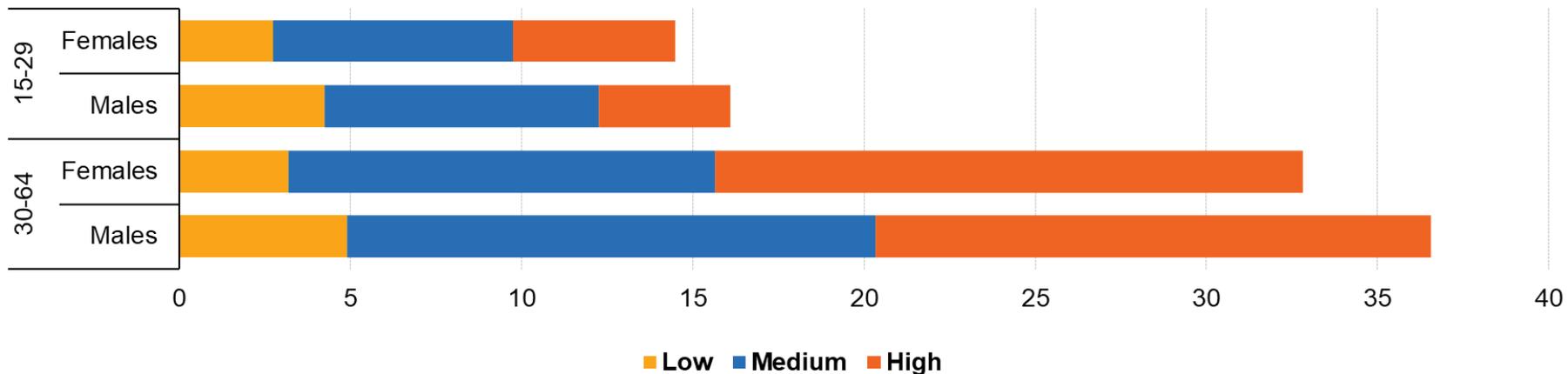
- ・ デジタル・プラットフォーム雇用の普及について、国際的に合意された定義や概念がなく、境界線、範囲が異なるいくつかの異なる用語、概念、定義が存在する
- ・ アメリカ、フィンランド、シンガポール等の国では、それぞれ、異なる定義、調査方法、参照期間で調査を行った
- ・ OECDでデジタルプラットフォーム雇用測定のためのハンドブックの作成
- ・ Eurostatでは、17か国で統一的なパイロット調査を実施

# Eurostatでのパイロット調査

- ・ EU、EFTAの17の国でパイロット調査を実施
- ・ 過去12か月の間参照期間中少なくとも1時間以上デジタルプラットフォーム上で仕事した人をデジタルプラットフォームワーカーとする

## Digital platform workers by age, sex and level of education

(as % of all digital platform workers for at least 1h in the last year aged 15-64, Agg 17<sup>(1)</sup>, 2022)



Note: <sup>(1)</sup> Agg 17 refers to the aggregate of 17 countries listed in the definition section of the article

Source: LFS ad-hoc extraction - pilot survey

eurostat 

参加国: ベルギー、デンマーク、アイルランド、ギリシャ、フランス、イタリア、キプロス、ラトビア、ハンガリー、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、フィンランド(16のEU加盟国)、ノルウェー(EFTA加盟国)。

[https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=Employment\\_statistics\\_-\\_digital\\_platform\\_workers](https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=Employment_statistics_-_digital_platform_workers)

# 調査・概念整理に向けて①

## ○何を計測するのか

- ・普及率、分布（年齢、性別、教育レベル）
- ・デジタルプラットフォームで働く人の有病率
- ・デジタルプラットフォームで働く時間、本業か、副業か…

## ○言葉の定義

現状は、異なる用語が同じように使われることがあれば、同じ用語が異なる現象に使われることもあり、議論や理解を妨げる

（ギグワーク デジタルプラットフォームワーク  
オンラインワーカー クラウドエンプロイメント…）

# 調査・概念整理に向けて②

○OECD作成のハンドブックを足がかりとし、  
より包括的な枠組みの整備

○ILO統計局長より

- ・2025年-2026年

- デジタルプラットフォームの統計的基準設定のための作業部会  
の設置

- ・2028年 第22回ICLSにおいて、

- デジタルプラットフォームの統計基準設定のための議論